

平成 18 年 5 月 31 日 制定  
平成 21 年 5 月 28 日 改定

## 耐火物研究助成金審査規程

### (目的)

第1条 この規程は、耐火物研究助成金選考委員会（以下選考委員会という）が、耐火物研究助成金交付対象（以下交付対象という）を審査するときの基準を設け、もって審査選考が厳正かつ公明正大に行われることを目的とする。

### (選考委員会)

第2条 耐火物協会並びに耐火物技術協会（以下両協会という）のもとに、助成金の交付対象候補者を選考するために選考委員会を置く。

2. この委員会の名称は耐火物研究助成金選考委員会とする。
3. 選考委員会の委員は両協会長が委嘱する。
4. 選考委員会委員の任期は2年とし、毎年半数ずつ改選されるものとする。ただし、再任はこれを妨げない。
5. 選考委員会には委員の互選により委員長と副委員長をそれぞれ1名置く。
6. 委員長及び副委員長の任期は1年とする。

### (選考対象)

第3条 選考の対象は、耐火物並びに耐火物関連研究とする。

### (審査基準)

第4条 交付対象は、次の基準によって審査される。

- ① 研究内容が独創性に富むものであること。
- ② 予測される研究成果が、わが国の耐火物技術の発展に貢献するところ大であるもの。
- ③ 申請者が大学・工業高等専門学校の助教、助手、講師、公的機関の研究員である場合、その申請者が将来優れた研究者に成長することが予見されること。

### (審査対象の格付け)

第5条 選考委員会は前条による審査基準に基づき、審査対象を次の2ランクに格付けする。

- ① A ランク：助成金の交付対象として推薦できる研究。
- ② B ランク：A ランク以外の研究。

### (選考委員会の推薦)

第6条 選考委員会はAランクに格付けされた研究を総合的に審査して、助成金交付に相当すると考えられる上位6件の交付対象に推薦理由書を付し両協会の理事会もしくは常任理事会に推薦する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は両協会理事会もしくは常任理事会の承認を得るものとする。

### (付則)

第8条 本規程は平成21年5月28日より実施される。